

○管理職員特別勤務手当の支給に関する事務取扱について

令和2年3月24日

道本務第4903号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年道条例第34号。以下「給与条例」という。）第19条の3に規定する管理職員特別勤務手当の支給に関する事務の取扱いについては、管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年道人事委員会規則7-791。以下「規則」という。）及び「管理職員特別勤務手当の運用について」（平3. 12. 25人委第989号。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、この通達により取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「管理職員特別勤務手当の支給に関する事務取扱いについて」（平27. 3. 31道本務第6870号）は、廃止する。

記

1 事務の委任

任命権者が行う規則第4条の規定による管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿の作成及び保管の事務については、警察本部及び方面本部の各課長（課長に相当する者を含む。）、警察学校庶務部長並びに警察署長に委任する。

2 管理職員特別勤務手当の支給について

管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により管理職員（給与条例第19条の2第1項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）が、週休日等（運用通知第1項第1号に規定する週休日等をいう。以下同じ。）又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間（以下「平日深夜」という。）にやむを得ず勤務した場合に支給されるものである。

3 管理職員特別勤務手当の支給対象となる業務等について

管理職員特別勤務手当の支給対象となる業務は、(1)の事項に掲げるものとし、(2)の事項に掲げるものは支給対象としないものとする。

なお、(1)の事項に掲げる業務のため勤務した場合であっても、当該業務に係る実働時間が1時間に達しないものについては、原則として、管理職員特別勤務手当の支給対象として取り扱わないものとする。

(1) 管理職員特別勤務手当の支給対象となるもの

- ア 犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の業務で、臨時又は緊急の必要によるもの
- イ 災害警備（災害の発生が予測される場合の警戒警備を含む。）及び遭難者の救助の業務で、臨時又は緊急の必要によるもの
- ウ 議会若しくは議会各委員会への出席又はこれらに対する警察本部長、警察本部の部長等への説明若しくは緊急の答弁作成等の業務
- エ 議会各委員会の現地調査の随行若しくは立会又はこれに係る連絡調整等の業務
- オ 予算編成に関し、総務部長又は警察本部会計課長からの要請による臨時又は緊急の業務
- カ 予算編成又は人事異動に関する調整等の業務（公務の運営上、週休日等又は平日深夜を問わず行う必要がある、かつ、長期間に及ぶものに限る。）
- キ 採用試験等の監督、管理又は面接の業務
- ク 道警察が実施する広報活動等の関係業務
- ケ 表彰式、会議、諸行事等（職員のみを対象とした表彰式等を除く。）の開催当日の運営業務
- コ 表彰式、会議、諸行事等への出席（主催者からの案内状等により公式の依頼を受け、かつ、必要最小限の人数で、警察行政の運営上出席の必要があると警務部長が認めるもの）
- サ 来賓に対する接遇又はこれに係る連絡調整等の業務
- シ 警察庁、警察本部長、警察本部の部長又は方面本部長に対して直ちに報告することが

- 義務付けられている事案を緊急に処理する業務
- ス 交替制勤務に従事する管理職員が、給与条例第15条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等において正規の勤務時間中に行う業務
- セ アからスまでの事項に掲げるもの以外で、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等又は平日深夜に勤務せざるを得ないと警務部長が認めるもの
- (2) 管理職員特別勤務手当の支給対象とならないもの
- ア 各種資料等の整理
- イ 通常の勤務日においても一般的に行われているデータの計測、機器の管理その他これらに類する業務
- ウ 道警察が主催又は共催する諸行事等への開催者以外の立場での参加、出席
- エ (1)の事項に掲げる業務であっても直後の勤務日の始業時刻以降に処理できる業務
- 4 勤務1回の取扱いについて
- 運用通知第1項第3号の「連続する勤務」には、休憩等に要した時間をはさみ引き続く勤務が含まれるものとする。ただし、当該休憩等に要した時間が相当時間（3時間程度）以上である場合は、休憩等に要した時間終了後の勤務の復帰を新たな勤務の開始として取り扱うものとする。
- 5 管理職員特別勤務実績簿の記入について
- 管理職員特別勤務実績簿の記入に当たっては、管理職員特別勤務手当の支給について疑義が生じないよう勤務の内容を具体的に記入するものとする。
- 6 その他
- (1) 管理職員が週休日（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第1項又は第4条の規定により週休日とされた日をいう。）又は休日（勤務時間等条例第11条第1項に規定する「休日」をいう。）に勤務する場合は、可能な限り、勤務時間等条例第5条の規定に基づく週休日の振替等又は勤務時間等条例第11条に規定する休日の代休日の指定により対応するものとする。この場合において、振替又は代休日の指定が行われた週休日等における勤務については、管理職員特別勤務手当は支給されないこととなる。
- (2) 管理職員が週休日等又は平日深夜において管理職員特別勤務手当の支給対象となる業務に従事した場合で、管理職員以外の職員が当該管理職員とともに勤務した場合にあっては、当該管理職員以外の職員に係る時間外勤務手当又は休日勤務手当の取扱いについて留意すること。